

第 5 回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成 15 年 11 月 28 日（金） 午後 2 時から

【開催場所】 市役所 5 階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、大橋純郎、、岩出 隆、米田としゑ、
佐藤智基、今井久晴

【事務局】

池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、環境推進係若山、小山

【協議内容】

1. 環境基本条例の策定について

委員長「前回まで前文そして目的に関して相当時間をかけて内容を検討したが、最終的にこのようにまとめたいと思うのだが確認をお願いしたい。」

今回は、【定義】の部分から進めていくことになった。

○「うるおいある豊かな環境」の定義について

「うるおいある豊かな環境」について、今井委員からこの環境像の定義について提案があった。

今井委員「今の案では、うるおいある豊かな…を説明するはずなのだが、この説明の中に、『うるおい』『安らぎ』という言葉が入っているのはおかしいと思った。書いてある内容に関しては、大きく直す必要はないと思うのでこれに沿って構成し直してみた。私の案で言いたかったのは、『独自の』という部分である。『独自の』というのは、現在でも松阪というのは、景観から見て大きなスーパーなどや国道沿いの自動車のディーラーなど、全国的に事業を展開している企業の進出が増えるにつれ、だんだん松阪らしさが失われつつある。しかも、そのことを市民も抵抗なく受け入れているように思える。もう少し、市民が松阪市の独自性を感じてくれればよいと思い入れてみた。」

（今井案）

うるおいある豊かな環境…人と自然の営みが調和し、その中で生まれた独自の歴史・文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境

（今井案についての意見）

- 松阪市というものを考えた時に、今井案の表現の方がより適切ではないかと思う。

特に異論がなかったので、この提案をそのまま定義にすることになった。

（他の【定義】に関する意見）

- 「環境の負荷」、「公害」、「地球環境保全」は、基本的に上位法である環境基本法を参考に、定義の中身を構成したものである。上位法に則するということが大切だが、大枠は従いながらもより市民に近い本条例では、他の定義も独自性をだしてもよいのではないか。
- なにか入れ込もうと考えても、全部が適当に入っている。

○【基本理念】について

条例案では、アンケート調査と懇話会提言書をベースにして条文を再度見直した。

- 快適な環境を考えた時に、緑とか自然と町のつくり方というのが基本理念の中にあってもよいと思う。提言の中にあった『水』というキーワードをいれるべきだ。

- 基本理念の第2項で「多様な生物が生息できる豊かな自然環境が…」という部分を「多様な生物が生息できる水域・陸域・生態系ならびに自然環境が…」という形で入れるとすればどうだろうか（水のことは特に入れなくてもよいのではないか）。「生態系」はぜひ入れるべきだと思う。
- 第3項の歴史・文化環境において、景観というのは環境問題にとって大切なことなので、景観を入れていただきたい。
- 基本理念の中には、すべてのことを網羅しておき、特に強調したい点は、個々の条文として付け加えるという方法もある。
- 現在の環境を守ってだけでよいのか？「回復」という考え方も重要。今の環境を守るというのなら、これでよいのだが、「回復」ということを考えたら、これでは不十分である。
- 第5項の地球環境保全に関して、この表現は誰にもあてはまることである。具体的にこれからどうつなげていくのかという時に、どこに力点をおくのか…それが、理念としては正しいのだけれども。逆に、この条例に入れなければいけない地球環境保全に関する一番のテーマは何か？その議論がなされていないように思う。
- 「地球環境保全に…捉え」の次に何か地域社会での取り組みを入れるようなものを入れるべきだ。
- 説明の（5）の中にも、どういう社会を創っていくのかということを、松阪らしさに関連させて説明を加える必要があるのではないか。
- 第5項は、抽象的な表現になっているので、もう少し具体的な表現にならないものか。
- どういうことに留意すべきなのか、ということも加えるべきである。
- 自分の生活レベルを維持しながら、いかに環境にやさしいということができるか。循環型社会の形成というのは、それができそうな気がする。それが、いきなり自動車に乗るなといってもできない。それをイメージするのは「環境にやさしい…」とか「循環型社会…」というような言葉を補うことで、イメージできるのではないか。
- 基本理念の一つのテーマとして、一部の人の一部のものが環境にものすごく配慮したものを製造したり行動したりするのではなく、大多数の人が環境に配慮するということを目指すことが大切だと思う。ある特定の人が車をやめて電車に乗っても、全体からみれば（環境の負荷の低減に関しては）僅かなものである。しかし、松阪市民全員が少しでも環境に配慮すれば（環境の負荷の低減に関しては）大きな効果があると思う。この点が大切である。

- 「協働」というのは実際どういうことだろう？すべての人々が少しでも環境に配慮することが大切である。
- 「協働」という言葉は、いろいろな場面で使われているが、「協働」を具体的に説明するのは非常に難しい。ある意味では都合のよい言葉である。「人と自然との共生」の説明が短いように思う。提言書の内容も踏まえもっと書き加える必要がある。
- 第1項というのは、第2項から第5項に比べイメージできない。どうしても必要なのか。
- 第1項というのは、良好な環境を将来の市民に継承していくことがポイント。そのことを簡潔に表現できればよいのか。
- 説明(4)のところで、「アイデンティティ」という表現がある。できるだけ日本語というのがあったが、この言葉はどうなのか。

【基本理念】に関しては、この意見を十分に踏まえ次回の委員会までに、手直しすることになった。

○【各者の責務】について

- 市、市民、市民団体及び事業者の中で、どれがトップなのかということだが、この条例を動かしていくのは全員なのだが、責任を持つのはやはり市であろうと思う。だから、最初には市の責務がくるのではないか。
- 三重県の「三重」はいるのかどうか。
- 県とした場合に、イメージ的には「三重県」であろう。愛知県などは、その他の地方公共団体に含まれるのでは。そういう意味では、「三重県」とはっきり明記した方がよいのではないか。三重県を抜きにしては考えられない。
- 四日市市は、三重県と明記。鈴鹿市は県。宝塚市は兵庫県と明記している。
- 「努めるものとする」という表現と、「努めなければならない」という表現の2つを使っている。表現の仕方としては、説明にもあるが「責務を有する」と「努めなければならない」の2つの表現に限定しているので、統一すべきではないか。
- 基本条例において、立場が違うから責務の度合いも違うというのはどうなのか。
- 市の責務は「…ならない(must)」として、後の責務は「…ものとする」でよいのでは。
- それぞれの責務は、こうあるべきだというのを作り上げる必要がある。

- 言い回しによって、市民に対する拘束力が強まってもどうか。そういう意味では、みんなちゃんとやりなさいという表現の方がよいのでは。
- 市民の第2項、市民団体の第2項、事業者の第5項は、すべて共通した内容であり、責務としてよいのではないか。
- いろいろな解釈がでないようにしたい。
- 三重県環境基本条例、京都市環境基本条例などは、すべて「…しなければならない（must）」という表現になっている。また、福岡市環境基本条例では、「…ものとする」という表現になっている。
- 責務というのは、責任と義務というように表題付けしてあるから、「…するものとする」ということにして、ランクをつけないというのは。
- 環境基本法は、「…努めなければならない」と「責務を有する」の二種類を使い分けている。
- 本来は、こういうことをやってくださいというところであって、あまり語尾に強弱をつけないほうがよいのかもしれない。
- 市民では、第1項の生活様式を変えるというのは、「努める」というのでよいと思うが、第2項は「責務を有する」と強くしてよいのであろうか。ここは、「努めなければならない」でもよいのでは…。
- 市民団体の責務というのは、本来あるのものなのか。
- 「責務」というのを、「役割」に変えた方がよいのでは、それぞれが果す役割の目安を示せばよいのではないか。
- 責務というのは、押し付けられているイメージがある。役割の方がはっきりするのではないか。
- 努力目標は、責務の中には本来入ってこないと理解したほうがよいのではないか。
- 市民団体の説明で「環境 NGO」は入っているのだが、「環境 NPO」についての取り扱いをどうすべきか。
- 非営利で公益的な活動を行う団体とすれば、「環境 NPO」を明記しなくてもいいのではないか。
- 今回の議論を受け、指摘された事項に関して修正を加え、改正案を委員の皆さんに送付することになった。

次回の会議は、12月18日（木） 午後2時から 5階 特別会議室にて開催予定。